

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年6月24日

静岡県教育委員会教育長 池 上 重 弘

静岡県教育委員会規則第9号

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状に関する規則（昭和38年静岡県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（普通免許状授与の申請） 第3条 （略） 2・3 （略） 4 免許法第16条の2の規定により、普通免許状の授与を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。 (1)～(5) （略） （特別免許状授与の申請） 第4条の2 免許法第5条第3項及び第4項の規定により、特別免許状の授与を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。 (1)～(11) （略） （臨時免許状授与の申請） 第5条 免許法第5条第6項、第17条、第18条若しくは同法附則第7項若しくは昭和29年改正法附則第7項、第20項若しくは第21項又は施行法第2条の規定により、臨時免許状の授与又は免許法第5条の2第3項の規定により、臨時免許状に領域の追加を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。 (1)・(2) （略） （免許状を有しない非常勤講師の届出） 第12条 免許法第3条の2第2項の規定により、各相当学校の教員の相当免許状を有しない者を非常勤講師に充てようとする者は、次の各号に掲げる書類を授与権者に、<u>あらかじめ</u>	（普通免許状授与の申請） 第3条 （略） 2・3 （略） 4 免許法第16条の規定により、普通免許状の授与を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。 (1)～(5) （略） （特別免許状授与の申請） 第4条の2 免許法第5条第2項及び第3項の規定により、特別免許状の授与を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。 (1)～(11) （略） （臨時免許状授与の申請） 第5条 免許法第5条第5項、第17条、第18条若しくは同法附則第7項若しくは昭和29年改正法附則第7項、第20項若しくは第21項又は施行法第2条の規定により、臨時免許状の授与又は免許法第5条の2第3項の規定により、臨時免許状に領域の追加を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。 (1)・(2) （略） （免許状を有しない非常勤講師の届出） 第12条 免許法第3条の2第2項の規定により、各相当学校の教員の相当免許状を有しない者を非常勤講師に充てようとする者は、次の各号に掲げる書類を授与権者に届け出なけ

<u>め、</u> 届け出なければならない。 (1)～(3) (略)	れなければならない。 (1)～(3) (略)
---------------------------------------	---------------------------

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。